

国立大学法人和歌山大学施設有効活用に関する規程

制 定 平成13年 2月23日

最終改正 令和 5年 3月29日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における教育研究施設（以下「施設」という。）の教育研究活動の流動化、組織・人員配置の変化に応じた施設の弾力的運用と適正な面積配分、共用スペースの確保を行うことにより施設の有効活用を図り、教育研究の活性化を促す良好な施設環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「部局」とは、本学組織規則に定める事務局、学部等及び附属機関をいう。

2 この規程において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

(施設の利用状況等の点検・評価)

第3条 本学財務・施設委員会（以下「委員会」という。）は、施設の利用状況等について点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 部局長は、委員会の意見と点検・評価結果に基づき、共用スペースの確保、使用面積の配分等により施設の有効活用を図るものとする。

(共用スペースの確保)

第4条 部局長は、管轄する施設について全学的な共用スペースを確保するために、その位置・範囲等を指定するものとする。

2 部局長は、次に掲げる用途の諸室について部局の共用スペースを確保するために、その面積を設定し、範囲を指定するものとする。

(1) 学部学生・院生共用室（研究室、リフレッシュスペース等）

(2) 共用機器室・資料室等

(3) 留学生支援スペース

(4) 実験研究室（使用許可に係る部分）

3 部局長は、前2項に関し共用スペースを確保する場合は、委員会の意見を参考にするものとする。

(施設の使用面積の配分)

第5条 部局長は、管轄する施設について教育研究活動、組織・人員の流動化に対応した使用面積の適正な配分見直しを適時行い、また非効率な施設があれば改善する等有効活用に努めるものとする。

2 前項に関し、面積の配分見直し及び既存施設の使用目的を変更する場合は、委員会の意見を参考にするものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、施設の有効活用に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第162号）

#### 施設有効活用に関する規程

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第777号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1076号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2574号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。